

令和7年度 事業計画

令和7年度 事業計画

公益財団法人西成労働福祉センター（以下「センター」という。）は、昭和36（1961）年8月に発生した第1次釜ヶ崎事件を契機として、昭和37（1962）年9月に労働省より法人設立の認可と無料職業紹介事業の許可を受け、官民一体となって同年10月から業務を開始した。

以来、あいりん地域における労働者の雇用の安定・福祉の向上を図るため、就労機会の確保、就労支援などに努めてきた。

最近では、日雇労働者の高齢化や生活困窮者・外国人をはじめ就労支援の対象者が多様化し、様々な課題を抱えた相談者が増加している。

この原因を最近の西成区の人口構成の特徴から分析すると、コロナ禍後、西成区では外国人の流入が増えており、特に若い世代では、男女とも人口の半分超が外国人となっている。また、特にあいりん地域では中壮年層（35歳～64歳）の転入超過が顕著となっており、何らかの課題を抱えて流入している人が増えていると思われる。さらに、あいりん地域の2024年の高齢化率（65歳以上の割合）は、45.5%と全国平均（29.4%）よりかなり高い状況となっている。

当センターの2019（令和元）年からの新規相談者（「利用者カード」発行者）の内容をみても同様な傾向を示しており、今後、令和8年度から5ケ年の中期運営方針策定に向け、より詳細な分析をさらに進めていく。

また、在留資格により就労や転職を制限される外国人や学費支払いのためにアルバイトを求める外国人留学生なども増加してきている。このため、就労意欲はあるものの就労と同時に解決が必要な様々な課題への対応が求められ、相談業務がより複雑化し、解決までにかかなりの時間を要する傾向になってきているなど就労への課題が質的に大きく変化している。

このような状況も踏まえ、令和5年度から総合相談窓口を設置し、まず相談者の抱える課題を把握する体制を整備するなど、組織体制・運営方法の大きな見直しを行い、これまで一定の成果が見られたところである。

令和7年度は、このような地域の状況の変化への対応をさらに促進させ、以下の取組みを重点的に推進し、地域での就労支援の拠点化をめざしていく。

1 きめ細かな総合相談体制の充実と就労につなぎとめる新たなワーキングネットの構築

総合相談窓口を設置し、相談者の多様化・複雑化した課題を的確に把握し、相談から職業紹介までを一体的に支援する体制を強化・充実する。支援の内容は、相談者に寄り添うことを基本とし、財団の資源を総動員する長期の支援や建設業経験のない新規流入者への支援・職業紹介、職場見学や面接に同行を伴う外国人の就労支援など、多様な課題に対応していく必要が生じている。このように、支援には多大な時間と労力を要し、支援の内容は質的に大きく変化してきている。

また、生活基盤を安定させた上で就労支援へとつなげていく、センター単独では解決できない相談に対応するためには、他機関連携が重要となる。そのため、日常的に各関係機関が情報共有を図るために開催する会議に積極的に参加し、個別のケースを通じて足を運んで情報交換することにより連携機関との関係を質量ともに充実させながら信頼関係を醸成していく。

これらの取り組みを通じ、様々な課題を抱え、就労と福祉のはざまにおちいっている人々を就労につなぎとめるワーキングネットの構築を進める。

2 多様な求人ニーズに対応する多様な働き方のタイムリーな提供

効率的かつ効果的に多様な求人ニーズに対応するため、各種業界団体との関係性を深めることで傘下の加入事業者への関係を深める。また、ハローワークや求人サイト等に掲載している求人を活用し、業種にポイントを絞り開拓を行う。これらを通じ、短時間・短日数という雇用形態や、日払い、週払いといった給料支払い形態等、高齢化した日雇労働者や、若者・女性等の生活困窮者、外国人の求職者ニーズに対応する求人の確保を図る。

また、開拓した求人については、以下のとおり必要な人に必要な情報を効果的に提供する。

(1) 窓口相談を始めとし、早朝求人の待ち合わせ場所とその時間帯がわかる「求人事業所待ち合わせマップ」やモニターを使用して視覚化した会社情報・宿舍情報を提供する。

(2) LINE公式アカウントを積極的に活用し、友だち登録者に求人情報を配信する。

(3) センターで保有する全ての求人情報をオンタイム発信するセンターナビを通じ、センターを利用してない潜在的利用者を含む全ての閲覧者に求人情報の提供を行う。

また、受理した相対方式求人情報をセンターナビで提供することでセンターを介さず直接応募しても安心して求人求職活動ができる環境を構築する。

これらを通じ、必要な人に、必要な情報をタイムリーに発信し、欲しい求人情報が利用者の目に届く環境を整備する。

3 外国人労働者の支援の充実

コロナ禍終了以降、日本語学校の留学生が激増しており、特に来日したての留学生は日本語が上手く話せないこと等から、このような状況について、事業者の理解を求めながら、求人開拓を行い、就労へと結びつける。

また、特定技能1号へ資格変更を希望する留学生などについては、求職者と事業者との円滑なマッチングを勧奨し、登録支援機関として仲立ちを行い、双方の支援の充実を図っていく。

※「特定技能1号」とは、特定産業16分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

4 地域において相対方式（事業者と求職者が直接面談して雇用関係を結ぶ方式）が適正かつ効果的に機能するためのきめ細かな支援

日々の巡回指導に加え、未登録事業者への登録勧奨や地域で募集する求人の点検・受理、賃金向上や宿舍改善、労働条件の明示などのテーマを決めた条件向上依頼などの集中取組みを行う。また、引き続きあいりん労働公共職業安定所との連携を深めることにより、求職者が安心して働ける環境づくりを目指す。

さらに、地域内で求人求職活動が行われている相対方式に関し、募集する求人の点検や受理はもとより未登録事業者への登録誘導等を通じ、センターとの関係を深めていく。

また、翌日多忙になることが判明した現金求人をセンターナビにおいて前日から表示し、求人者に直接連絡が取れる「急募求人」等のしくみにより、事業者、求職者が早朝からマッチングのための待機する必要性を減らしていく取組みを進める。

これらの取組みを通じ、相対方式が適正かつ効果的に機能するよう支援し、地域独自の多様な求人求職活動に関し、求職者が安心して働ける環境の整備を進める。

5 技能講習事業の実施により、就労を強力にバックアップ

建設業での専門・多能工の養成による就業率の向上に加え、建設業未経験者や建設業での就労が困難な者に対し、人手不足分野である福祉・物流・清掃等の講習への誘導を行い、就労機会の拡大、就労ナビゲーターの活用やアフターフォローの充実を図り、就労の安定を目指す。

スキル型講習の随時受付の推進により、受講者の掘り起こしと拡大を図り、受講者・事業所双方の利便性の向上を図る。

また、熱中症による死亡者の約半数を建設業が占めていることを踏まえ、今年度は「熱中症

「予防安全衛生教育」を新規科目として設定し、予防が可能として厚生労働省が推奨しているカリキュラムを実施する。

さらに、新たな取り組みとして、LINEを通じた広報の強化を重点的に取り組む。

《公益目的事業》

I 厚生労働大臣の許可を得て行う無料の職業紹介事業

最近では、日雇労働者の高齢化や生活困窮者、外国人をはじめ就労支援の対象者が多様化し、様々な課題を抱えた求職者が増加している。また、求人情報サイトセンターナビの利用者を分析すると、開設からこれまでに約1万人が利用し、そのうち約2千人は繰り返し利用するリピーターであることが分かった。様々な課題を抱えた多数の求職者やセンターナビのリピーター等にも対応可能な職業紹介などを行うため、多様な求職ニーズに沿った求人やその関連情報などの収集を図る。

そのために、あいりん地域で募集を行う登録事業者からの求人受理に加え、多様な業種や雇用・給料支払い形態に対応した、地域内や地域周辺での就労が可能な求人の開拓を行う。また、各関係業種の団体などからの協力を得た求人開拓やハローワーク・求人サイトなどに掲載している求人を活用した開拓を行う。さらに、在留資格により就労や転職を制限される外国人や学費支払いのためにアルバイトを求める外国人留学生などの求職者の需要が見込まれる業種に対しても開拓を行う。

これらの求人開拓により収集された求人やその関連情報などについては、ロビー内の大型モニターなどを通じて情報提供し、窓口職員が丁寧に求職相談を実施する。また、来所できない求職者等や早朝の求人求職活動の負担軽減にも対応するため、センターナビやLINE公式アカウントを通じ求人などを発信することで、安心して職業選択や直接応募ができる仕組みの定着化を図る。

また、地域の就労の正常化のため、集中巡回指導などを行い、登録事業者からの求人の点検や受理、毎回テーマを決め地域での登録事業者などの指導及び未登録事業者への登録促進や求人数の把握を行う。あいりん労働公共職業安定所とは、共同で周辺指導や連絡会議を定期的の実施する。

これらの取り組みにより、あらゆる求職者が総合相談窓口での求職相談などを通じて、就労に繋がる「地域での就労支援の拠点化」を目指していく。

令和7年度目標の中期運営方針の窓口紹介による契約求人「雇用条件の向上を図った求人」は、延べ人数2,600人の紹介を目指す。

1 窓口求人及び職業紹介

多様化した求職者ニーズにも応えるため、求人開拓により新たに申込みがあった求人やその関連情報などの蓄積した求人などを大型モニターや外部モニター、窓口を通じ掲示を行う。また、センターナビやLINE公式アカウントなどを活用することにより幅広い求職者に発信する。来所した求職者には、「総合相談窓口」での求職相談などを通じ、マッチングの強化を図る。また、職業選択の幅を広げるためにハローワーク求人の活用も併せて行う。

求人情報の発信においては、雇用条件の明示や事業所の特色、求人内容、就労場所への経路など、加えて高齢者でも応募可能な求人のグループ分けや宿舍などのイメージを把握できるように工夫することでミスマッチの軽減を図る。

(1) 現金求人数

窓口求人 年間延 3,600人

(2) 契約求人数(30日以内の雇用)

契約求人 年間延 100,000人日

「雇用条件の向上を図った求人」への紹介 年間延 2,600人日

(3) 一般求人数(30日を超える長期の雇用)

(4) 高年齢者職業紹介

「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」による高年齢者(55歳以上)の求職ニーズは、就労意欲や生活の質・体力面等個人差がある。また、関係機関からの誘導による建設業等で就労経験のない求職者の対応も求められている。そのため、求職相談は建設業等の日雇就労に限らず、他業種への転換や短時間での就労等多様化しており、高年齢者の雇用が見込まれる警備業や清掃業・福祉関係等の多様な職種の求人開拓を行うことで、求職者のニーズに応じた就労支援に繋げる。

また、就労機会が減少し生活に困窮している求職者には、高齢者特別清掃事業(登録制)の案内を行う。

① 高年齢者窓口紹介

個々の能力や状況にあった紹介を行う。また、相対方式等によりセンターを介さず就労してきた求職者で就労が困難になりつつある高年齢者に対して、雇用している求人者にセンターへの誘導を依頼する。

契約紹介	年間延	1, 500人日
一般紹介	年間延	24人

② 「高齢者特別清掃事業(以下、特掃)」等の輪番紹介

高年齢者となり、日雇で就労することが困難である求職者を対象とした特掃の登録者に、就労場所(仮センター作業員(午後)・地域外・保育所・生活道路・市有地・シェルター)別に輪番紹介を行う。早朝時間帯の就労となる仮センター作業員(早朝・午前)については、前日に翌日分の輪番紹介を行う。

また、新規登録を希望する労働者に対して、毎日登録制での相談受付を行う。

紹介整理票(カード)発行	年間	1, 000人
輪番紹介	年間延	56, 500人

2 「求人情報」などの提供

(1) センターナビ(求人情報サイト)

令和5年度に開設したセンターナビは、ユーザー数が約1万人、表示回数は約17万回、リピーター数は約2千人となっている。

令和7年度は、利用者全員がセンターで受理した相対方式の求人情報はもちろん事業者情報、仕事内容、宿舍情報や一般求人などの豊富な情報提供の拡充を図る。これらの提供により、求職者がその情報をもとに就労に対する不安の払拭や就労意欲の向上、「急募求人」などのしくみにより、地域の相対方式において拘束時間の短縮や人手不足問題の改善を目的に、相対方式が適正かつ効果的に機能するよう支援し、地域独自の多様な求人求職活動において、求職者が安心して働ける環境の整備を進める。

表示回数	年間延	108, 000回
------	-----	-----------

※「相対方式」とは、事業者と求職者が直接面談し、両者の合意により雇用契約が成立する形態をいう。
この場合の求人者とは、センターに登録し、求人申込みをしている事業者を指す。

(2) LINE公式アカウント

LINE公式アカウントでは、友だち登録している約550人に対し、求人情報や早朝の求人状況、求人事業者の声やセンターでのイベント情報などをタイムリーに発信している。このように、友だち登録者に求人情報などをセンターから積極的に発信することで窓

口求人とのマッチングを一層図っていく。

3 就労機会の確保のための求人開拓事業

窓口相談やセンターナビの利用状況から求職者ニーズをみると、あいりん地域から職場が近距離や短時間・短日数という雇用形態、日払い・週払いといった給料支払い形態を望む声が多い。そういったニーズに対応している事業者ターゲットをあて、求職者ニーズの多様化に伴う様々な業種の新規事業者への求人確保を図る。

近年求人実績がない登録事業者に対しては、求人の掘り起こしも併せて行う。

訪問件数 年間 200事業所

(1) 新規事業者への開拓

多様な求職ニーズに対応できる新しい就労先の確保を図るため、短時間勤務や軽作業、外国人の言語サポートや信仰に基づく各種の制限などに関しても理解のある職場、未経験でも働ける求人を求人者との意見交換を通じて、求職者の受け入れに関する課題や条件を把握したうえで求人の確保に努める。

そのため、ハローワークの求人情報提供システムを積極的に活用するほか、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報など、あらゆる媒体から情報収集を行う。さらに、関係を構築している各業種の組合団体を通じ、組合加入事業者に訪問や求人勧奨パンフレットの送付によりニーズに沿った新規事業者の開拓を行う。

新規登録件数 年間 24件

(2) 登録事業者への求人勧奨

近年求人実績のない事業者や地域から日雇労働者を雇用しているがセンター窓口を利用していない事業者に対し、センターに求人申込みを促し、訪問や文書などにより地域の求職者の求人勧奨を行う。その際、求職者の動向や市場ニーズのデータを提示し、センターを活用するメリットを具体的に伝えることで、求人申込みの促進を図る。また、センターを通じた求人申込みによる高齢者雇用の助成金などの活用方法についても周知を図る。

一般求人を受理した事業者や新規求人開拓で登録を行った事業者に対しては、定期的に求人状況や採用の課題をヒアリングすることで、継続して求人勧奨を図る。

年間 9,600件

(内、高年齢者雇用勧奨 年間 1,200件)

4 求人者の指導及び就労の正常化促進

あいりん地域で求人募集している事業者に対し、就労の適正化を図ることを目的として助言、指導や勧奨をさらに強化して行き、求職者が安心して就労機会を得られるように取り組む。

登録事業者に対しては、窓口紹介と駐車場の利用を勧奨し、求人の点検を行い窓口求人への集中化を進める。相対方式についてはセンターナビにて求人やその関連の発信を行うことで、安心できる求職活動の機会を提供する。

日雇求人募集要件を満たさない未登録の事業者などには、求人数、求人状況の把握など接点作りから始め、つながりを深め、当該事業者の考えや状況の把握を行う。併せて、センターへの登録及び求人申込を勧奨する。

登録・未登録を問わず事業者の労働条件違反などが判明した場合は、速やかに問題解決に向けた対応を行い、適切な条件などで雇用するよう促していく。

また、登録事業者に訪問・電話・文書を通じて事業状況を把握し、求職者に確かな雇用条

件や事業所の特徴、アピールポイントや宿舍情報などが提供できるよう情報収集を行う。また、収集した情報を待合場所のモニターで視聴、センターナビで発信や公式LINEを活用した新規求人などの求職情報を求職者に見やすい形で提供することでマッチングの質を高めていく。

事業所などの指導 年間 6,300件

(1) 登録事業者への指導

① 事業所懇談会

業界や行政が取り組んでいる法律や仕組みの改正など、タイムリーなテーマを選定し、外部から招いた講師がその必要性、メリットの啓発や周知などを講演形式で行う。また、各事業者と行政機関が意見交換を実施することで各事業所の法令を遵守する意識を養うことや、センターの意見収集につなげる。事業所懇談会は、年1回の開催とする。

関係機関や有識者などにも積極的に情報発信する。

また、遠方や業務上の都合などで当日参加できない事業者などのために、Zoomなどのツールを用いたウェビナー形式による配信を外部施設においても実施できるよう検討を行う。

② 事業所座談会

センターと事業者及び事業者同士のつながりの強化を図るため、人材不足解消や円滑な事業運営など、魅力ある職場づくりに役立つテーマを選定し、自由に意見交換ができる座談会を開催する。ウェビナー形式とすることで、これまで遠方のため参加できない事業者などの参加啓発を行っていく。

また、事業者の意見を収集する場としても機能させ、収集した意見などを業務に反映させる。

③ 業界ルート開拓訪問

業界団体との関係強化を進めるために求職者ニーズにマッチする業界などに出向き、センターへの求人依頼に向けた事業説明などを行い、業界ルート開拓訪問を進めていく。

④ 雇用管理改善の促進

中小規模の事業者を主な対象とし、人材の確保や確保した人材が継続的に働ける環境を整えてもらうために雇用条件の改善、福利厚生面の充実や助成金活用アドバイス、また雇用形態に適した社会保険加入の手続き援助などを目的に、その専門である社会保険労務士と事業者への訪問を行う。

⑤ 事業者への調査

地域労働者を雇用している事業者に、面談・電話・FAXなどで実態調査を行い、事業状況、求人動向、宿舍の状況、雇用している労働者数や求人状況などを聞き取る。

また、その調査内容について分析を行い、今後の雇用環境の変化を把握し、求人確保に役立てるとともに、地域関係団体などに情報提供を行う。

⑥ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度(建退共)などへの加入状況の把握、促進と指導

円滑に求人を受理するために、日雇雇用保険の更新を事業者徹底する。併せて、関係機関と連携し、文書送付や事業者への訪問を通じて、健康保険日雇特例の取得を促進し、事業所登録証明証の発行につなげ、労働・社会保険の適正化を推進する。さらに建設労働

者の退職金制度として作られた建退共の加入状況の把握と加入促進を行う。

⑦ 求人受理の適正化

求人受理において、求人担当者と求人者との雇用関係の明確化などを図るため、代表者及び求人担当者へ「求人担当者カード」の交付を行う。

⑧ 外国人雇用に関する指導

外国人を雇用している、または雇用する予定の事業者には、在留資格の確認などを行い、適正に雇用するよう指導する。また、外国人求職者が特定技能1号に資格変更し日本での就労を希望した場合は、様々なメリットのあるセンターに登録支援機関として委託するよう事業者へ勧奨し、労使双方が働きやすい環境を維持できるよう指導する。

(2) 就労の正常化促進

① 就労正常化促進特別指導

指導日を設け、集中的に巡回指導を行うなど、あいりん地域において、「求人数把握」「求人受理とそのチェック」「地域で求人募集する事業者への指導など」を図り、就労の正常化を促進する。

特に、「地域で求人募集する事業者への集中的な巡回指導など」では、重点テーマを毎回設定し実施する。地域で募集する登録事業者にはセンターに登録しているかを求職者に分かりやすくするために「登録事業所証明証」の交付を行い、求人受理済みの事業者には労働条件明示のために「A3 求人票控え」の交付を行う。また、地域で日雇求人の募集要件を満たさない未登録の事業者などには、求人数と求人状況の把握や助言などを継続し、センター登録や労働保険の適正化を推進する。

年間 1, 500件

② 求人事業所調査

あいりん地域において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため指導を行う。実施日は、週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、指導などを行う。内容は、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法、窓口求人利用促進、センターナビへの求人情報の掲載や感染症防止対策・熱中症対策など求人時期に応じた登録事業者への助言・指導とする。

また、定期的にあいりん労働公共職業安定所と巡回や連絡会議を行い地域状況の情報共有を図る。

年間 3, 600件

③ 登録事業者などの相対方式による直接募集求人の適正化

あいりん地域で、センターを通さず日雇募集を直接行う登録事業者には、求職者が雇用条件の把握を明確に行えるようセンターへの求人申し込み、センターナビへの情報提供の誘導を行う。求人受理時に求人票(控)、登録事業所証明証を確認する。登録事業者には、労働条件通知書の交付がされているかなどの指導を行う。

現場入場する際に労働者の一般社会保険加入などの条件があり、日雇労働者を雇用できない現場があることや、日雇雇用が可能な場合にも慢性的な人手不足により受注が容易にできない環境などは依然続いており、地域求人数は前年比でやや減少になると推測される。令和7年度の地域求人数は、以下の計画数が求人の受理を行い相対方式を通じた地域求人数と推定する。

相対方式による明示支援

現金求人 年間延 156, 000人

契約求人 年間延 39,000人日

II 就労に関する相談及び支援事業

地域労働者のおかれている雇用環境は依然として厳しく、ホームレス化などにつながる生活基盤の脆弱化を防ぐため、個別的・継続的・包括的支援を実施する必要があり、利用者登録を通じて労働者のニーズ把握を行い、相談内容や紹介先情報を一元的に管理する電子カルテ化を進めている。

また、相談者の多様化・複雑化した課題を的確に把握するため、令和5年度から総合相談窓口を設置し、相談から職業紹介までを一体的に支援する体制を強化・充実している。

さらに支援において、多様な課題に対応していく必要が生じているため、多大な時間と労力を要し、その内容は質的に大きく変化してきている。そのため、今年度は、令和8年度から5ケ年の中期運営方針策定に向け、若年層や中壮年層、高齢者層のニーズのより詳細な分析を進めていく。

また、生活基盤を安定させた上で就労支援へとつなげる、センター単独では解決できない相談に対応するためには、他機関連携が重要となる。そのため、日常的に各関係機関が情報共有を図るために開催する会議に積極的に参加し、個別のケースを通じて足を運んで情報交換する。連携機関との関係を質量ともに充実させながら信頼関係を醸成していき、就労支援の拠点をめざしたネットワークづくりを進め、中期運営方針に掲げた他機関との連携件数125件をめざす。

これらの取り組みを通じて、様々な課題を抱え、就労と福祉のはざまに陥っている人々を就労につなぎとめるワーキングネットの構築を進めていく。

1 求職相談

(1) 総合相談・総合支援

多様な課題を抱える相談者像を整理すると、4つに類型化できる。

- ①日雇建設労働によるつなぎ就労から安定的雇用をめざす者
- ②特掃従事から年金・生活保護受給 半就労半福祉による安定的雇用をめざす者
- ③新規流入で建設業経験がなく、つなぎ就労かすぐに安定的雇用をめざす者
- ④生活困窮者で生活基盤の安定を優先し、つなぎ就労から安定的雇用をめざす者

こうした4類型に、財団の就労支援を組み合わせ、相談者に寄り添うことを基本とし、迅速的に住居と仕事をセットで提供、職業紹介や特掃を通じて関りを継続、多種多様な困難に対して多面的な支援を長期に継続など、従来型支援の一層の充実を図る。

また、無職で建設業経験のない新規流入者への支援・職業紹介、不安定就労や生活保護受給から技能講習事業をきっかけに安定的雇用への移行支援など、多様な課題に新たに取り組む。

さらに、職場見学や面接同行を伴う外国人の就労支援などを加え、就労と福祉のはざまに陥っている人々を就労につなぎとめるワーキングネットの構築を進める。

新規支援	年間	150件
他機関連携	年間	125件
継続支援	年間	1,600件

(2) 一般求職相談

発行数を積み上げてきた「利用者カード」と「就労支援システム」の活用による従来の適格紹介に加え、女性、外国人や若年層といった新たな求職者層のターゲットにも対応可能なサポートを地域団体等の協力を得ながら進める。また、NISHINARI 就職応援フェアの開催を通し、あらゆる求職者が就労に向け再チャレンジ可能な支援を実施する。

求職相談 年間 5,000人

※「NISHINARI 就職応援フェア」とは、従前からの利用者に加え、生活保護受給者のうち就労自立支援

等の対象になっている求職者の就職も応援するため、地域関係機関(大阪市西成区保健福祉センター分館等)と連携、また、センターに登録している求人者を集め、求職者と求人者間の面談やマッチングをその場で提供する企画。

(3) 高年齢求職相談

労働力人口の減少が進む中、高年齢者の雇用による労働力確保の施策が計画・実施されている。しかし、地域の高年齢者は、職業選択の幅が狭まる傾向にあり、特掃の申込者や関係機関から誘導されたケースを含め、求職者の状況を聞き取り、ニーズに沿った分野で就労し活躍できるよう支援を行う。併せて、技能講習や関係機関と連携した生活再建の支援により求職活動の土台を整え就労支援に繋げる。

また、体力低下等の理由により、特掃での就労が難しくなってきた求職者には、本人の希望を聴き取るとともに、雇用主であるNPO釜ヶ崎支援機構と情報共有や調整を行う等、丁寧な対応を行う。

職業相談	年間延	2,000件
相談記録	年間延	150件

2 賃金等労働条件に関する相談

登録事業所への速やかな賃金清算の勧奨や、賃金清算のための事業所への交通費を支弁できない労働者への小口給付等を積極的に活用し、迅速な問題解決に取り組む。

特に初回相談・相談終結時の対応力の向上に努め、ケース検討を通じて相談能力の向上を図り、法令違反の疑いや労働者からの相談が多い事業所には、事業所指導・訪問を行うなど、問題の解決に取り組む。

さらに、大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの解決に努める。関係機関が主催するイベントなども活用し、労働・労災相談の普及・啓発等を行う。

新規労働相談	8件、年間	100件
継続労働相談	8件、年間	100件

3 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じ休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付を行う。

あわせて、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な助言を行う。

労働者の知識・経験不足が見られるため、仕事中に負傷した場合、現場責任者に必ず報告し病院を受診するよう啓発を行う。さらに、若年層が多い技能講習受講者を対象に「知っておこう労災保険」のリーフレットを配布し、注意喚起を行う。

事業所訪問時には、センターの労災相談及び労災休業補償立替貸付事業について情報提供し、利用勧奨を行う。

新規相談	年間	20件
継続相談等	年間	1,500件

4 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由や一時的な生活困窮で就労の機会を逸している労働者に対して、就労できる状態になるための支援を行う。また、より安定的な雇用を求めている労働者などに対して、社会保険加入等の就労を継続し安定した生活が送れるよう支援に取り組む。

(1) 医療相談

① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼を行う。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・軟膏を配付する。

簡易措置	年間	38,000件
診療依頼	年間	1,800件
他機関案内・救急車	年間	1,200件

② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発を行う。特に、就労開始前には自主的な血圧測定を薦める。

1ヶ月平均 年間 22,000件

(2) 労働関係・生活身上相談

日雇雇用保険制度の適正化、社会保険制度の加入促進に関わる動向、とりわけ事業所や労働者が抱える問題などを注視する。労働者保護の観点から、日雇労働求職者給付金の受給のための日雇雇用保険への加入促進等の相談、国からの給付金等のベースとなる住民票の取得援助を行う。

ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録などが必要な労働者の相談・事務手続きの援助を行う。

年間 550件

イ. 就労・生活の安定のため、雇用保険（日雇労働被保険者手帳）の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談を行う。

年間 3,200件

ウ. 労働者の健康の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談を行う。

年間 550件

エ. 退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助を行う。

年間 25件

オ. 各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助を行い、就労機会の拡大を図る。

年間 320件

カ. 住居相談では、市営住宅や公団住宅の等の居住に関する情報の提供を行うほか、萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社「はぎまち不動産」と共催で、住宅確保要配慮者に対する「住まいの相談会」を毎月、待合を活用し実施する。

年間 700件

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

年間 300件

(3) 労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な援助を行う。

① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、大阪自彊館の協力を得て、必要な宿泊援助を行う。

また、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合・サポーターズハウス連絡協議会からの協力を得て、無料宿泊提供を行う。

大阪自彊館三徳寮 年間 600件
無料宿泊紹介 年間 100件
(簡宿・サボ協)

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助を行う。

年間 48件

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助を行う。

年間 900件

Ⅲ 技能講習に関する事業

地域労働者は、不安定な就労環境や労働条件によって生活困難な状況に陥り、資格取得の機会さえ得ることができない。

このため、技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業を行ってきた。平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施しており、建設業での人材確保や専門・多能工を養成するため、経験・技量等に応じた適切な講習へ誘導する。技能労働者として必要な資格や免許、技術や知識等を修得することにより、就業率の向上と雇用の安定を図っている。

また、新規流入層や加齢・傷病等で建設業での就労が困難な者等に対して、福祉・物流・清掃・パソコン操作・ビジネスマナー等の講習を提供し、カウンセリングや就労支援ナビゲーターとの連携強化を図りながら、人材不足分野等への就労を強力にバックアップし、事業全体での就業率を60%以上とする。

さらに、受講者を安定的雇用に導くため、「地域ニーズに対応した講習」「信頼関係を構築する受講相談」「就労継続・定着に向けた就労相談・生活相談」「受講後のアンケートや就労状況の聞き取りによるアフターフォロー」などを実施する。

令和7年度は、スキル型講習の随時受付の一層の推進やLINE公式アカウント等を通じた広報を強化し、受講に向けた情報や求人に関する情報をリアルタイムに発信し、受講者の掘り起こしと拡大・利便性の向上を図り、スキルアップ型講習及び職種転換・常用就職型講習で、計画数300人の達成をめざす。

※ 就労支援ナビゲーターとは、ハローワークの専門相談員のことであり、大阪港労働公共職業安定所の就労支援ナビゲーターがセンターに来所し、求職相談を実施している。

1 スキルアップ・安定的雇用を目指した講習

受講希望者の多くは、建設現場などで働きながら資格を取り、経験を重ね技能労働者へと成長していく。また、現場では、単一職種における職人としての能力・資格にとどまらず、幅広い作業に対応できる多能工が求められている。

また、受講者の中には建設業未経験者や製造・運輸業などで資格を活かして安定的雇用を希望する者も多いため、受講者一人一人に寄り添った支援を図る。

さらに、記録的猛暑が更新される中、熱中症による死亡者数の約半数を建設業が占めており、厚生労働省は通達により熱中症への労働安全衛生教育を行うことを求めていることから管理者による適切な作業管理と労働者自身による健康管理によって予防が可能であるため熱中症予防の普及・啓発の一層の強化を図り、「熱中症予防安全衛生教育」を新規科目として設定する。

(1) 建設業務関係技能講習（※②は2コース）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用）② | b 車両系建設機械運転（解体用） |
| c 車両系建設機械運転（基礎工所用） | d 締固め用建設機械 |
| e 不整地運搬車 | f ショベルローダー等 |
| g 足場の組立て等特別教育 | h 玉掛け |
| i ガス溶接 | j 足場の組立て等作業主任者 |
| k 地山の掘削・土止め支保工作業主任者 | l 型枠支保工の組立て作業主任者 |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者 | n 木造建築物の組立て等作業主任者 |
| o 有機溶剤作業主任者 | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| q コンクリート解体等作業主任者 | r 石綿作業主任者 |
| s 職長・安全衛生責任者 | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |

- u アーク溶接特別教育
- v 研削砥石特別教育
- w 振動工具安全衛生教育
- x 電気取扱（低電圧 600V 以下）
- y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育
- z 粉じん作業特別教育

- イ ダイオキシン類ばく露防止特別教育
- ロ 巻上げ機運転特別教育
- ハ ロープ高所作業特別教育
- ニ フルハーネス型墜落防止用器具安全帯特別教育
- ホ はい作業主任者
- ヘ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
- ト 熱中症予防安全衛生教育

34科目 年間 126人

(2) 運輸業、製造業関係等技能講習<建設業務にも有効>（※ ②は2コース）

- a フォークリフト運転 ②
- b 高所作業車 ②
- c 小型移動式クレーン ②
- d クレーン（荷重5 t未満）
- e 床上操作式クレーン
- f テールゲートリフター特別教育

9科目 年間 55人

2 職種転換・安定的雇用を目指した講習

受講希望者の中には、日雇から脱却し安定的雇用を希望する者や建設業未経験の若年者、建設業での就労が体力的に困難となり就労可能な職種に転職したいと考えている者も少なくない。

そのため、福祉・物流・清掃といった特定業種に特化した講習に加えて、あらゆる業種で通用するパソコン操作を学ぶ講習、マナーやコミュニケーション能力を身につける講習など幅広い職種転換型講習を提供する。

また、清掃業務体験講習などの一部講習をセンター内で実施することで、センター利用者に講習の様子を公開し受講意欲の向上につなげ、サービス産業系17科目115人の受講をめざす。

(1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の送迎などの業種において安定的雇用の目途がついている者に対して実施する。

受講希望者には、求職相談を通して就職活動における悩みや困難を共有しながら、問題の解決を図り、免許取得後の就職先を内定できるよう支援する。

- a 大型自動車運転免許
- b 大型特殊自動車運転免許
- c けん引自動車運転免許
- d 大型二種自動車運転免許
- e 普通二種自動車運転免許

5科目 年間 7人

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介助者入門セミナー

介護の仕事に興味はあるが経験や知識がない者に、理解を深めてもらうきっかけづくりを行う。実技講習を含めてセンター施設内で実施し、介護業務体験講習へ誘導する。

年間 3人

② 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「就職活動する前に現場を体験し、適

性があるか判断したい」などの声に応え、体験講習を実施し、重度訪問介護従事者養成研修講座へ誘導する。

年間 1人

③ 重度訪問介護従事者養成研修講座

全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修と現場実習等を含んだ研修を行う。受講修了により、肢体や体幹に重度な障がいのある人たちの生活（自宅での支援と外出支援）に携わる重度訪問介護の業務で就労することを目指す。就職活動を一層有利に進め、より幅広い福祉分野での就労が可能となるよう支援を図る。

年間 3人

(3) 造園・林業・清掃関係職種転換講習

① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業、ゴルフ場、公園清掃など様々な現場においても幅広く使用されている。資格取得により就労機会を広げ、将来の就労イメージを育てていく。

2科目 年間 4人

② チェーンソー・伐木特別教育追加講習

伐木等に関する教育内容が変更され、修了者であっても新たに追加講習を受けなければ業務につくことが出来なくなった。

そのため、対象となる資格所持者に対して、教育内容更新の周知を図り、受講へ誘導する。

年間 1人

(4) 機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く資格を活かせていない者や習熟度を一層高めることにより安定的雇用を希望する者を対象に実施する。

① 建設機械等習熟コース

年間 1人

② フォークリフト等習熟コース

年間 1人

(5) 清掃関係職種転換講習

① 清掃業務体験講習

清掃業を希望するが、知識やスキルがない者に対し、清掃機材の基礎知識やポリッシャー洗浄などの実技を学ぶ講習をセンター施設内で実施する。

年間 18人

② ベッドメイキング講習

ホテルの客室清掃には、ベッドメイキングが必須である。受講者の利便を図るため、座学はセンター施設内で実施する。また実技は簡易宿所生活衛生同業組合の協力により地域内にあるホテルの客室を借り上げ、実際のホテル清掃現場に近い環境で実施する。

清掃業務体験講習と合わせて受講する事により、より一層清掃業への就労意欲を高める。

年間 6人

③ マンション清掃体験講習

地域ニーズが高く、地域で不足しているマンション(簡易宿所を含む)清掃に特化した講習をセンター施設内で実施し、技術の習得・居住者への接遇や環境衛生面の知識を学ぶ。

清掃業務体験講習やベッドメイキング講習と併せて受講することで、清掃業でのエキスパートをめざす。

年間 8人

(6) パソコン講座

今やあらゆる業種で基礎的スキルとして求められるパソコン操作の習得を目指し、講習を実施する。

講習は、受講者のレベルに応じ、初級及び中級コースを開設する。また、福祉・物流・清掃等の現場で業務日報や在庫管理、報告書の作成を求められた時などを想定し、日報作成に特化した講習を開設する。

さらに、パソコン関連講習の受講後に反復練習をするためのパソコンを設置し、習熟度向上を図るのに加えて、履歴書作成の支援をすることで、サービス系産業への就職を支援する。

年間 45人

(うち初級 15人、日報作成講座 15人、中級 15人)

(7) 運搬・梱包業務体験講習

物流や倉庫内の作業現場などで仕事（ピッキング、梱包、荷運び）を希望する者が、基本的な知識とスキルを学ぶ。安全面やリスク管理に対応するため、実技講習をセンター施設内で実施し、清掃や福祉分野以外の職種で受講者の安定的雇用をめざす。

年間 6人

(8) はたらく人のマナー講座

声出しや、グループワークを実施し、参加型の授業を取り入れながら、職場で基本となる挨拶・報告・連絡・相談や身だしなみを学ぶ。仕事を円滑に進めるために社会性と協調性を身につけ、就労定着を後押しするため、職種転換型講習とのセットや単独開催枠を設けて浸透を図る。

年間 15人

3 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み

「受講相談」、「カウンセリング」、「紹介窓口・求職相談への誘導」、「就労支援ナビゲーター」との連携を、技能と就労に関わる総合サポート体制として実施する。

また、地域の関係機関とも連携し、受講者の安定的雇用をめざす。

(1) 受講相談

単なる要件確認の場ではなく、相談者との信頼関係を築く重要な場であり、その後の継続した就労支援の成否を握る鍵となる。

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業や雇用形態、就労や生活状況、安定的雇用への意向等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目を薦める。

加えて、引き続き関係機関との情報共有を密にし受講者の掘り起こし・拡大をするとともに、「スキル型講習の随時受付」の一層の推進を図り、効果的・効率的な運用をすすめることで受講相談機会の拡大を図る。

受講相談 年間 1,500件

(2) 「見せる講習」の実施

清掃業務体験講習などの一部講習をセンター内で実施することで、受講生の利便性向上につなげる。併せて、地域の労働者・関係団体・事業所に講習の様子を公開し、受講への誘導や求人の開拓につなげる。

(3) カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて受講意欲や就労意欲の向上につなげるため、カウンセラーに

よる支援を行う。

スキルアップ型講習の受講者に対しては希望に応じて実施、職種転換・常用就職型講習の受講者に対しては全員に実施することで、受講意欲と就労意欲を喚起し、きめ細やかなフォローを行う。

安定的雇用を目指す者を対象に、カウンセラー資格を有するコーディネーターにより、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的雇用に向けた支援を行う。

カウンセリングを実施したケースについて、スーパーバイザー・カウンセラー・職員でケース検討を行い、相談者の理解を深め支援に役立てる。

カウンセリング 年間 300件

(4) 資格取得を通じた安定的雇用への移行支援

就労支援ナビゲーターとの連携又はセンター紹介を通じて、「1ヶ月以上の雇用及び期間の定めのない雇用」への移行支援を行う。

年間 25件

① 求職相談の実施

技能講習受講予定者に対してフォローアップとして、求職相談を実施する。本人の職歴、スキル、価値観、適性、職業生活設計などに合わせ、適切な求職相談を行う。

年間 130件

② 就労支援ナビゲーターとの連携

選考説明会には就労支援ナビゲーターが来所し、ハローワークの求人票閲覧コーナーを設け、説明会参加者が自由に閲覧できるようにしている。また、説明会後は就労支援ナビゲーターと職員が情報共有することを定例化し、就労支援の質の向上に取り組んでいる。

常用就職希望者には、就労支援ナビゲーターが求職相談を実施し、ハローワークに求職登録を行うよう誘導しており、将来の方向性を確認しながら安定的雇用のための継続的な就労支援を行う。

年間 60件

4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

(1) 受講終了時のアンケートの実施

講習実施機関と連携しアンケートを実施している。また「役立った」との回答が92%を上回るよう、受講者のニーズに合った講習科目への誘導を行う。

(2) 就職・就業率の把握

受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した月が2月以上ある労働者の割合（就業率）を60%以上にするを目指す。

また、就職・就業者数を講習科目ごとに整理し、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因分析を行う。

(3) 事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

次年度以降の講習実施の参考とするため、上半期中にニーズ調査を実施する。

事業所調査数 50件

労働者調査数 100件

(4) 財団独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自アンケートを実施し、受講者が安定的雇用を目指すにあたり、必要となるフォローアップ（「受講相談」、「カウンセリング」、「紹介窓口・求職相談への誘導」、

「就労支援ナビゲーター」など) へ的確に誘導する。

また、アンケートにもとづき事業の改善に資する意見があれば、企画・立案の参考とする。

IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当センターの役割、各事業の一層の推進を図るためには、創意工夫したタイムリーな情報発信は欠かせない。

ホームページやモニター・掲示板などの活用やLINE登録の促進を通じて、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRを行い、広報事業の強化・財団の認知度アップに努める。

1 労働安全啓発及び相談

「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発を行う。また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及を図り、センターで実施している技能講習、総合受付窓口などの周知のため、ポスターなどを作成し、簡易宿所や関係機関・団体などに広く配布する。

さらに、熱中症、感染症、アスベストの健康被害など、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめ、労働安全の相談を行う。

2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関などに配布する。

令和7年度も、センターが取り組む事業案内や、地域労働者の生活に関わる最新情報等をわかりやすく伝えていく。

広報紙 月1回 2,500部

3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内など、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行する。また、事業所及び簡易宿所、関係機関などにも配布する。

年1回 6,000部

4 福利厚生事業

(1) 「将棋愛好者のつどい」の開催

地域労働者の相互交流の機会を提供し、就労意欲の維持と回復のため、日本将棋連盟の棋士の指導を受け「将棋愛好者のつどい春の将棋大会～初心者から一般の方まで～」 「将棋愛好者のつどい」を開催する。

年各1回 6月・10月頃実施

(2) 「たそがれコンサート」の開催

コンサートは、地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において開催する。

年1回 9月頃実施

(3) 文化的イベントの開催

財団の待合を活用し、誰もが楽しめる温もりある場の提供をめざして他機関連携を進め、釜ヶ崎芸術大学（コクルーム）との共催で、「落語会」「合作俳句の会」などのイベントを実施する。

年合計で2回実施予定

《収益事業等》

I 自動販売機事業

施設利用労働者の福利厚生のため、自動販売機を設置し、飲料水等を安価に提供する事業を運営する。

また、携帯電話を持たない施設利用労働者のために、公衆電話を設置し、運営する。

自動販売機売上収入	年間	1,009,000円
-----------	----	------------

公衆電話売上収入	年間	30,000円
----------	----	---------